

議案第25号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市浪速区恵美須西3丁目13番5号馬淵生活館B-17号
(判明している最後の住所)
稲富 昇
- 2 債 権 の 内 容 馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び
水道の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 電気の使用に係る費用の額金66,500円及び水道の使用に係る
費用の額金156,000円の合計金222,500円並びにこれに対す
る遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し、配偶者、子及び直系の父母すべてが死亡し、
又は存在しておらず、かつ、消滅時効の期間が経過している
ため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び水道の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。